

## 清潔なまちへ大きく前進

### クリーンセンター操業を開始

私たちの日常生活のなかから排出されるゴミ。このゴミは、人間の体から出る垢(アカ)のようなもので、暮らしの営みのなかから生れる不要物です。

生活様式の変化にともなう、使い捨ての物品もかなり多くなり、さまざまなゴミが毎日、急速に増えつつあります。

当市において、ゴミは一日に七十八トン(四十八年度)と、五年前の昭和四十二年に比べて二・二倍にもなり、人口の伸び率一・七倍を上まわっています。

このゴミ問題を解消するために、中峠地先にクリーンセンターを建設し、去る三月二十六日に落成式を行ない、四月一日から操業開始の運びとなりました。

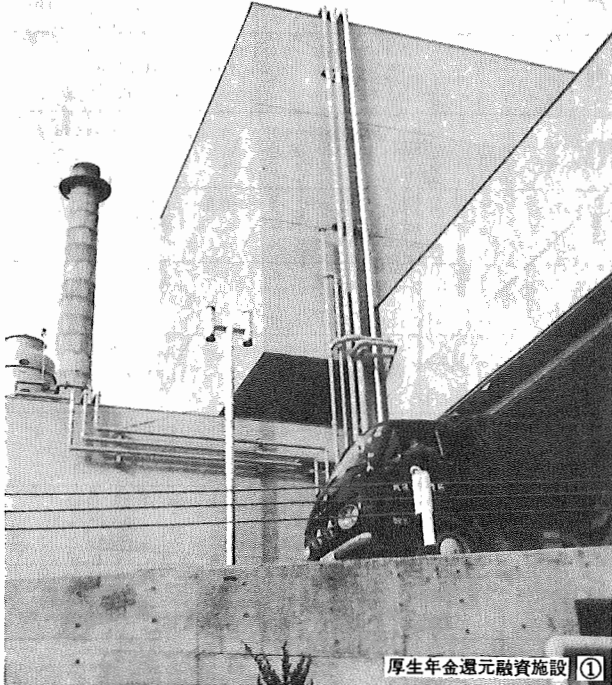
このクリーンセンターの建設工事には四億五千二百三十三万八千円を投入しました。

内部には最新式の機械が設備され、一日に百五十トンのゴミを処理する能力をもっています。

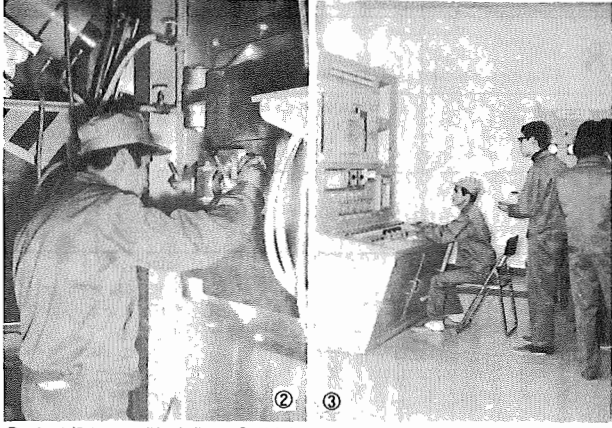
ので、いままでの埋立て処理にかわって燃えるゴミは、百パーセント焼却が可能となり、これからの人口増加に充分、対処できます。

また、騒音や悪臭あるいは大気汚染といった公害問題には、細心の注意をはらい、工夫された設計のもとに建設されましたので、全く心配はありません。

なお、このクリーンセンターは地元のみならずを始め、多くの方々の深いご理解とご協力をいただき完成いたしました。



① 厚生年金還元融資施設

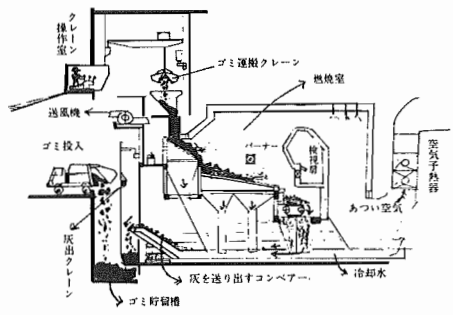


② 焼却炉を見つめる目 ③ クリーンセンターの心臓部 中央制御装置

### クリーンセンターの概要

- ◎ 場所 我孫子市中峠二六四
- ◎ 規模 敷地面積 二九、二六二 平方メートル 建物面積 一、二八六平方メートル
- ◎ 工期(二年継続) 昭和四十六年十一月五日から昭和四十八年三月二十六日まで
- ◎ 工事費 付けたもので、大量のゴミを完全に焼却できます。処理能力 百五十トン(二十四時間稼働)
- ◎ 将来は 一日、百五十トン処理ですと、一人当り一日に二キログラムのゴミを排出した場合、人口が十五万人までは処理が可能です。この場合のゴミの量は、二トン積のダンプ七十五台分に相当します。
- ◎ 公害防止は (大気汚染防止) ゴミが燃える時に発生するガスの中のはこりは、電気集じん機で吸収され、残ったガスは通風機を通して、高さ五十メートルの煙突から出されます。この煙突から出るふんじんの量は、一立方メートル(悪臭防止) 市内の全域から集められたゴミは、いったん貯留槽に入れられますが、この内部の空気を燃焼用空気として炉内に送り込みますので、外部には全く洩れず、しかも炉内は七百度以上の高温のため臭気は消えています。
- ◎ 水質保全 完全に燃焼した後の灰は、冷却水を通して排水されますが、この冷却水を浄化するため、廃水処理装置を設けてあり、完全浄化してから流します。河川を汚すことはありません。
- ◎ (騒音防止) 機械類の音は吸収する材料を使用した密閉型の建物内におさめてあるので、騒音や振動の公害はありません。
- ◎ 緑化対策 クリーンセンターという名称からして、今までの

### クリーンセンター内部構造



このごみ焼却場のイメージが、外観も工場のように設計され、広大な敷地には芝生をしくみ、樹木を植えて、公園のようにしようとしています。

### ゴミを出す時のお願い

- ◎ 台所のこみは水分をよく切ってから出しましょう
- ◎ 燃えないごみや燃やすと有毒ガスを発生するおそれのあるものは別に出しましょう
- ◎ 袋の口は必ずしばってください
- ◎ 大きなごみは小さくしてから出しましょう
- ◎ きめられた日に、きめられた場所に出しましょう
- ◎ ガラスなどの危険なごみは「きけん」と書いてください
- ◎ 不法投棄はやめましょう

# 行政組織の改革

## 市民サービス課などを新設

市は、四月一日付で行政組織の改革を行ない、これに伴う人事移動（四月一日付で発令）も大幅に行ないました。

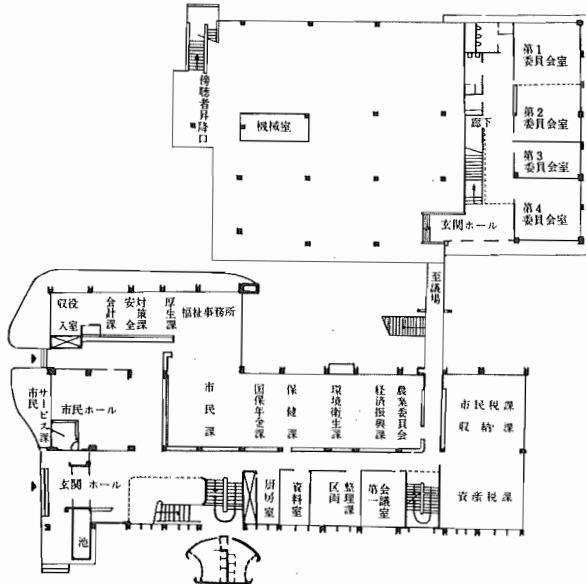
行政組織の改革は、従来の四部制を一室（市長公室）五部（総務部・民生部・経済衛生部・建設部・開発部）とし、また水道管理事務所を水道部に名称を変えました。

行政組織を変えた理由は、人口の増加に伴う事務の複雑化、また量の増大に対処し、事務を円滑に行うためです。そして市役所が最も心掛けなければならない、市民サービスをよりよく進めてゆくためには、行政の運営に高度な行政策を行い、行政の運営を因つていかなければなりません。

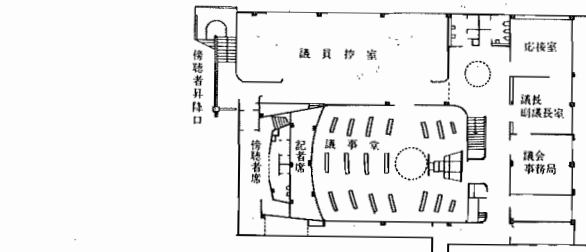
このようなことから、市民のみならずがわかりにくい事、市に対して聞きたい事、市民サービスが出来る、市民サービス課が出来ました。市民サービス課にこれからの積極的

に取り組み方針です。また住みよい町づくりとして、福祉を強力に押し進めるために、福祉事務所より厚生課を分離、独立しました。

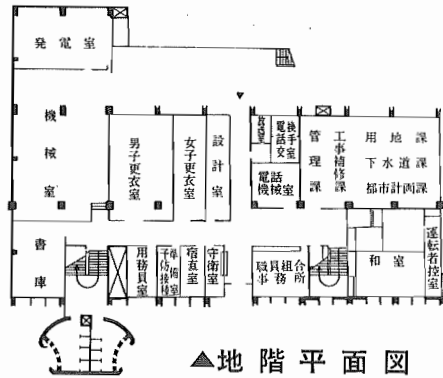
さらに土地問題は、いよいよ深刻になってきましたので、公共用地確保のために、庁舎内の各課の配置は、図で示してあるとおり、市民の皆様が一番多く訪れる部・課を一階に、内部管理部門を二階に、置きました。



▲1階平面図



▲2階平面図



▲地階平面図

たびたび「広報あびこ」等でお知らせしてきました。若人のつどいは、予定どおり四月二十九日に開催されます。

この催しは、会場設備等の都合でとりやめになった成人式の方々に代わって、本年成人を迎えられた方々を対象として行なわれるものです。

テレビ、ラジオなどの活躍でおなじみの藤原弘達先生の講演や私

### 藤原弘達先生をむかえて

4月29日 若人のつどい

○日時 四月二十九日（日） 午後一時～四時

○ところ 我孫子高等学校体育館

立大生マンドリンクラブによるアトラクションも用意されており、今年成人を迎えられた方々をはじめ、一般市民のみなさんも多数おいでください。

○日時 四月二十九日（日） 午後一時～四時

○ところ 我孫子高等学校体育館

**年金相談**

昨年より十年々金の支給が始まり、以来我孫子市においても国民年金を受給する人が日増しに多くなっております。

そこで、年金の請求のしかた、国民年金、厚生年金の内容などについての年金相談を開催します。

なお、この日は、年金のほか健康保険、日曜健康保険のことについても、社会保険事務所担当官が相談に応じることになっております。

四月二十五日 午前十時～午後三時

場所 我孫子市中央公民館

相談内容 国民年金、厚生年金、通算老令年金、健康保険、日曜健康保険

相談員 年金専門官、社会保険事務所担当、労働士

**交通指導員募集**

市で児童や生徒の安全を保持するため非営利「交通指導員」を次のとおり募集します。

◎応募資格 本市に居住する年齢二十才以上六十才未満の者、人格円満、身体健康で指導力のある者。

◎募集人数 三十名

◎勤務日数 週一回（月・金曜日）

◎勤務時間 午前七時～午前八時三十分

◎報酬 月額四千円

◎採用 調査の上

◎受付期間 昭和四十八年四月三十日まで

その他詳細については、市役所安全対策課（電話八二二一五）一五番内線（二四八）へお問い合わせください。

**調理師試験**

昭和四十八年度調理師試験を次のとおり行ないます。

▼試験日時 昭和四十八年五月二十四日 午前九時から受付

▼受験資格 中学校卒業以上の者で飲食店などにおいて二年以上調理の経験のある者。

▼願書の受付 昭和四十八年四月十八日（水）から二十日（金）まで

▼願書の受領や詳しい内容は次の方まで。

◎秋元一利 本町三三七（電）八二一三三五

◎中村正巳 中崎二六九（電）八八二四三三

会場	1回目	2回目	3回目
福祉センター	4月23日	5月14日	6月4日
福祉センター	24日	15日	5日
湖北台中央集会所	25日	16日	6日
湖北台中央集会所	26日	17日	7日
中崎上青年館	27日	18日	8日
布佐都青年館	27日	18日	8日

**テニスをやりましょう!**

◎軟式庭球初心者教室（日時）毎週日曜日 午前十時から十二時まで（場所）①手賀沼公園コート

◎湖北台中央公園コート

（募集人員）①②とも十名（申込み先）①は中央公民館 八二一〇五五 ②は教育委員会社会体育係 八二一一五五

◎硬式庭球初心者教室（日時）軟式と同じ（場所）湖北台中央公園コートのみ

（募集人員）三十名（申込み先）②と同じ

（切日）

軟式・硬式とも四月二十七日（金）を二十七日五時正に訂正させていただきます。

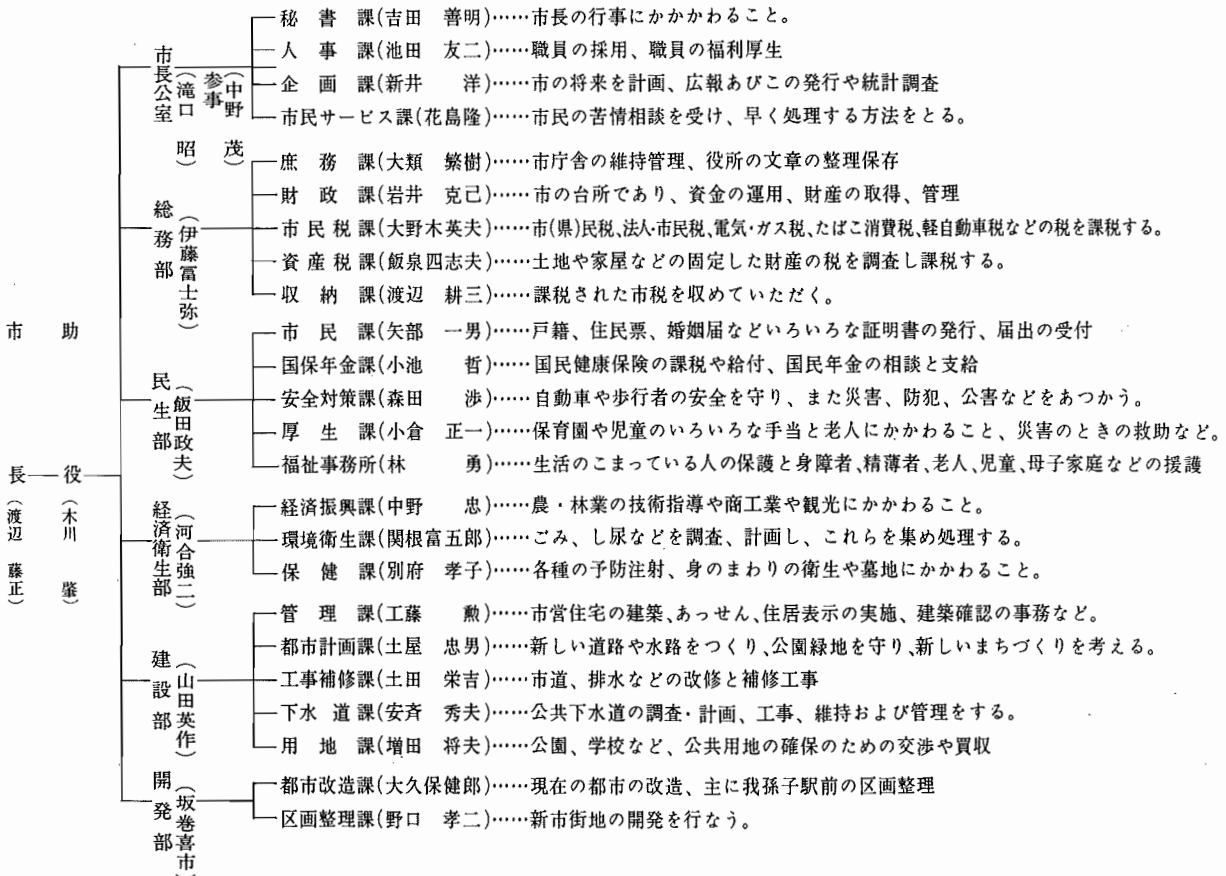
**前号訂正**

前号四月一日発行の第三百六十五号で次のように誤りがありました。

第三面左側二段目：湖北小学校：湖北台中学校を右欄下段の保留地処分一覽表中五番区画の最低価格二十五万円を二十七万円に訂正させていただきます。

# 行政機構

## 市長部局



## 収入役

会計課 (村上 久)……市の出納事務、決算の調整をする。

## 水道部

(増田 吉弥)

- 工務課 (石井 忠)……水道管の工事、水質などの検査
- 業務課 (鈴木 喜一)……水道管の計画、メーター検針や料金を徴収する。

## 教育委員会

教育長 (田口光之) 教育次長 (石井光衛)

- 庶務課 (桜井 利光)……学校施設の建築計画や教育委員会の内部の事務
- 学校教育課 (酒井 三郎)……就学、転退学にかかわること、学校の管理
- 社会教育課 (石井光衛)……スポーツの行事の開催、市史の編さんなど社会教育活動の推進と育成
- 指導室 (広瀬 清)……学習指導法の改善、その他教職員の研修活動を推進する。
- 公民館 (中村 淳)……いろいろな講座、図書室、スポーツなどを行なう。

## 議会事務局

議会事務局……市政の方針、条例などを議決する事務を扱う。  
(後藤 茂) 次長(今井 敬)

## 農業委員会

農業委員会……農地法による農地の維持、管理  
(清田 一二)

## 選挙管理委員会

選挙管理委員会……すべての選挙の事務を扱う。  
(島根 次久)

## 監査

監査……市の事業の審査、出納事務を定期的に調査  
(森田 正夫)

## 消防

……火災の予防と消化、事故などの救急の活動  
消防長(橋本貫太郎) 本部長兼署長(大井 豊)

# わたしのまちの清掃計画

燃えるゴミの収集日			燃えないゴミ、有害となるゴミの収集日			粗大ゴミ
紙くず、厨芥、わらくず、木綿くず、木くず、 (長さ50cm以下)、雑紙等  (多量に出す事業所分は除く)			空かん、空びん、ガラス、瀬戸物、くず、 灰等の外、焼やすと有害な物質を出すもの。  (プラスチック類、ゴム類、皮革類、かん具等)			<b>●耐久消費材</b> テレビ、ステレオ、冷蔵庫庫、洗濯機、家具、 マットレス、自転車、 乳母車、建築廃材 (袋入れ、箱入れに出来ないもの)
紙 袋 入 (無 料)			紙袋又は、ボール箱入で梱包したもの(無料)			
収 集 日	車 種	収 集 区 域	収 集 日	車 種	収 集 区 域	<b>●処置</b> 現在のところ、市直営で粗大ゴミの収集処理は出来ませんので、自から市の指定する場所(現在は、布佐浅間前埋立地)に運搬して、埋立てして下さい。  <b>●投棄時間</b> 祭日を除く毎日 午前9時から午後4時まで 上記時間以外は、門を閉鎖いたしますのですてられません。  <b>●費用</b> 一般家庭の埋立費用は 100kgまで無料ですが、業者が運搬して投棄する費用は有料です。
月・水・金	オルゴール車	(午前)…鈴木屋本店→我孫子第四小学校 (午後)…天王様→公園通り→白山→駅通り)	毎月1日	箱型ダンブ	根戸、新富1.2丁目	
火・木・土	オルゴール車	(午前)…消防署→鈴木屋本店 (午後)…栄町一周	3日	"	ときわ1.2丁目、本町1.2丁目	
月・木	箱型ダンブ	根戸、新富、ときわ、白山1.2丁目 若松、本町1.2.3丁目、並木1	5日	"	白山1.2丁目	
火・金	箱型ダンブ	緑1.2丁目、寿1.2丁目、栄、 高野山、天王台、東我孫子、下ヶ戸、 岡部、青山、青山台、柴崎、いずみ、 並木2丁目、久寺家、土谷津	7日	"	本町3丁目、緑1.2丁目	
水・土	箱型ダンブ	中峠上、中峠下、中里、湖北台、 朝日、新木、布佐台、布佐下、布 佐東、都	9日	"	公園通り、我孫子新田、若松	
月～土	大型 箱型ダンブ	湖北台7丁目、(公団住宅) 湖北台8.9.10丁目	11日	"	寿1.2丁目、栄、いずみ	
			13日	"	青山、青山台、柴崎	
			15日	"	並木、久寺家、土谷津	
			17日	"	高野山、天王台	
			19日	"	東我孫子、下ヶ戸	
			21日	"	湖北台、岡部	
			23日	"	中峠上、中峠下	
			25日	"	中里、朝日	
			27日	"	新木、布佐台	
			29日	"	布佐下、布佐東、都	
<b>●注意</b> (1) 所定の場所に袋づめにし、当日午前8時30分までに出して下さい。(必ずその日の朝に出して下さい。) (2) 当日、祭日・休日に当たった場合は、次回まで家庭に保管し収集日以外は出さないで下さい。 (3) ゴミ袋は、市指定のものを原則とし、他のものを使用する場合は、丈夫なものを使用し、迷惑をかけないようにして下さい。 (4) 可燃物の袋の中には、不燃物(ガラスびん・空かん等)、有害となるゴミは、絶対に混入しないようにして下さい。			<b>●注意</b> (1) 必ず袋入れかダンボール箱入れにし梱包して下さい。お互に注意し合って収集能率の向上にご協力下さい。 (2) 収集場所は、今まで自治会で決定していた危険物収集場所に、その日の朝9時までに出したものに限り、その日以外には出さないようご注意ください。 (3) 当日、休日・祭日等に当たった場合は翌日行ないます。			  環境衛生課
<b>し尿収集計画</b> ……………し尿の汲取りは、収集車が20日位の間隔で巡回収集いたします。						
<b>し尿浄化槽の管理</b> ……………浄化槽を設置している家庭は、年3回は浄化槽清掃業者に頼んで管理を良くして下さい。 我孫子市の許可業者は、 1. 大山清運社 白山1丁目 (82) 0869 2. 和光商事 高野山271 (82) 7255 3. 安孫子掃社 中峠829-12 (88) 0733						
<b>不法投棄防止対策</b> ……………(1) 土地の所有者または管理者は、その土地を清潔にする義務が法律で定められていますので、自分の土地をきれいにし、また、不法投棄をされないような対策をしなければなりません。 (2) みだりに廃棄物を捨てないよう法律で定められておりますので、皆さんで注意しましょう。						